

平成28年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成28年3月4日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	本山隆也
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	保健福祉課長	井崎直樹
長寿社会課長	片渕敏久	生活環境課長	門田藤信
水道課長	山口弘法	下水道課長	堤正久
産業課課長補佐	西山里美	6次産業専門監	矢川又弘
農村整備課長	大串靖弘	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	小川豊年
生涯学習課長	松尾裕哉	農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 吉 岡 正 博
議事係長 久 原 雅 紀
議事係書記 香 月 良 郎

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
9番 久原久男 10番 秀島和善
8. 本日の議事日程は次のとおりである。
日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案上程（提案理由の説明）

9時30分 開会

○白武 悟議長

ただいまから平成28年第2回白石町議会3月定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
諸般の報告を行います。
各報告書、資料等については事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いいたします。
また、監査委員からの定期監査、例月出納検査の報告、佐賀西部広域水道企業団の議会定例会の報告も配付していますので、御確認をお願いいたします。
以上で諸般の報告を終わります。
次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、久原久男議員、秀島和善議員の両名を指名します。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期については、去る2月26日の議会運営委員会において、今期定例会に上程される議案等の件数及び一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程案のとおり本日から3月17日までの14日間にしたいと存じます。これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日から3月17日までの14日間に決定しました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、町長より議案が提出されています。これは皆様に配付しています一覧表のとおりです。条例15件、事務の委託に係る協議1件、計画の策定1件、人事2件、予算12件、以上31件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

おはようございます。

本日、平成28年第2回の白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました平成28年度当初予算案並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げるとともに、平成28年度の町政運営について私の所信の一端を申し上げます。

まず、平成28年度は、白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現、第2次白石町総合計画の推進及び私の任期の最終年、仕上げの年と考えております。この3つは互いに関連するものでございますので、幾つか項目を上げまして御説明申し上げます。

第1番目に、白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略全体の実行体制について申し上げます。この総合戦略につきましましては、たくさんの町民の皆さんに御参加いただき開催いたしました「しろいしの未来を語ろう会」でいただいたアイデアをもとに、白石町まち・ひと・しごと創生推進会議の皆様御意見及び町議会の皆様御審議結果を受けて昨年11月26日に策定いたしましたもので、私といたしましても非常に重要視しておるものでございます。総合戦略には4つの基本目標、38の施策を盛り込んでいます。継続事業を含む各施策の実現に当たり、今回、議案第35号「白石町課設置条例の一部を改正する条例について」を御提案いたしておりますが、これは執行体制を整え確かな実現を目指すためのものでございます。総合戦略による各事業は平成27年度から平成31年度までの5年間で計画的に検証、改善を行いながら進めていくものでございます。予算につきましましては、国の補正予算に呼応し早期着手を可能にするため、今回御提案いたしております議案第23号「平成27年度一般会計補正予算(第6号)」に平成28年度予算から一部事業を前倒しで計上、平成28年度の当初予算に計上している事業のほかにつきましても順次実行に移すべく6月以降の補正予算での予算化をすることとし、連続予算で取り組むことといたしております。

第2番目に、町民の安全・安心に関することとでございます。平成18年度に整備いたしました防災行政無線につきましましては、町民の皆様から場所や風向きによって放送内容が聞こえづらいとの御指摘をいただいております。この問題につきましましては、ここ数年、各種の研究をいたしてきておりましたが、このたび緊急放送端末機の設置、メール配信システム及び電話応答装置の導入という多重的なシステムの導入により災害時等に速やかで的確な確実な情報伝達ができるように整備を行うものでございます。

第3番目に、町の新たな活力について申し上げます。

私の町長就任直後から検討に着手いたしました道の駅整備事業につきましては、平成26年度に基本構想を策定し、本町の起爆剤となる有明海沿岸道路の福富インターチェンジに近く、また延伸された県道武雄福富線沿いという絶好の条件を備えた建設予定地を選定いたしました。平成27年度には道の駅白石管理運営体制検討協議会を設置し、委員の皆様のご意見をいただき基本計画策定を進めてまいりました。平成28年度には道の駅登録申請を行い、基本設計、実施設計、さらには用地取得等に着手し、いよいよ本格的に動き出します。今後、附帯施設の整備をどうするかなど、まだまだ検討すべき点もございますが、皆様のご協力を賜り、完成に向けた着実な前進を切に望むものでございます。

次に、県内外から注目を集めています白石農業塾についてでございますが、昨年、4名の農業研修生の方々を受け入れて取り組んでいるところでございます。今後は研修期間を半年間延長し、引き続き就農と定住に向けた支援を継続してまいります。この白石農業塾と6次産業化の推進策である6次産品販路拡大事業の2事業につきましては、国の地方創生加速化交付金を活用し、平成27年度の補正予算に計上して取り組むことといたしております。また、現在、道の駅整備や6次産品開発の担当として大変活躍していただいている地域おこし協力隊員につきまして平成28年度には移住定住対策の担当としてもう一人増員募集することといたしております。白石町に新しい風を吹き込んでもらうことに期待をいたしております。

第4番目に、子育て支援、教育の充実でございます。平成27年度に切れ目のない子育て支援の充実を目指し、小学6年生と中学3年生の学校給食費の無償化など幾つかの施策を実施いたしました。平成28年度には学童保育の開設時間を午後7時まで延長いたします。さらに、コミュニティ・スクール事業につきましては、町内全11小・中学校に学校運営協議会を設置し、子供たちを地域ぐるみで育てることができるよう開かれた学校づくりを目指します。

もう一つ、私が大変心配しておりますのが子供の貧困問題でございます。この問題の深刻なところは、子供たちの将来が生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖してしまうという点でございます。このため私は昨年役場内の関係課職員で構成するプロジェクトチームを設けて検討させているところでございます。今後皆さん方の御意見をいただきながら白石町の実態に合った対策を講じてまいりたいと存じます。

第5番目に、町の基盤整備でございます。白石町内では有明海沿岸道路の整備事業が行われており、住環境の変化が大きく見込まれますことから、平成28年度には国土利用計画を策定することといたしております。町民の皆様のご意見をいただき、土地利用のグランドデザインを描くことで定住対策も視野に入れた住みやすいまちづくりを目指します。このほか6次産業の推進や農業に関する新規就農者、営農経営体等の法人化及び機械設備導入等の支援、農業農村基盤、ため池、漁港、道路、橋梁、上下水道等の整備も着実に進めてまいります。このほかにも女性や高齢者の活躍、医療、健康づくり、結婚対策やふるさと寄附金などについても引き続き推進することといたしております。

次に、提案議案について御説明申し上げます。

条例案件につきましては、新規制定が2件、一部改正が12件、廃止が1件ございます。

議案第5号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、行政不服審査会が全部改正されたことに伴い本町関係条例の整備を行うものでございます。

議案第6号「白石町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行に伴う本町条例の改正を行うものでございます。

議案第7号「白石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第8号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方公務員法等の改正に伴うものでございます。

議案第9号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第11号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、平成27年の人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告等に鑑み所要の改正を行うものでございます。

議案第12号「白石町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について」は地方自治法施行令の改正に伴うもの、議案第13号「白石町振興基金条例の一部を改正する条例について」は同基金の運用に関する改正を行うもの、議案第14号「白石町有明佐賀空港夜間貨物便基金条例を廃止する条例について」は同基金の処分が完了したことに伴うものでございます。

議案第15号「白石町国土利用計画審議会条例の制定について」は、先ほど申しあげました国土利用計画策定に伴う審議会設置に関するものでございます。

議案第16号「白石町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について」は、地域敬老事業助成金と長寿祝い金の見直しを行うためのものでございます。

議案第17号「白石町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について」は白石浄化センターの適正管理のための改正、議案第18号「白石町中小企業小口資金融資条例の一部を改正する条例について」は中小企業信用保険法の改正に伴うものでございます。

議案第35号「白石町課設置条例の一部を改正する条例について」は、先ほど申しあげたとおりでございます。

条例外案件が2件ございます。

議案第19号「行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務の委託に係る協議について」は、佐賀県に行政不服審査会の事務を委託するため議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号「白石町過疎地域自立促進計画の策定について」は、過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い本町計画に関する議会の議決を求めるものでございます。

次に、人事案件が2件ございます。議案第21号及び議案第22号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者を推薦することに

ついて議会の意見を求めるものでございます。

最後に、予算案件が12件ございます。議案第23号から議案第28号までは平成27年度予算に関しまして各会計の所要の補正をお願いするものでございます。議案第29号から議案第34号までは各会計の平成28年度当初予算について議決を求めるものでございます。

各議案の詳細につきましては各課長が後もって御説明いたします。

結びになりますが、今議会に提案いたしました全31議案につきまして十分なる御審議を賜りますようお願い申し上げますとともに、これからも議員各位並びに町民の皆様様の御意見を伺いながら第2次白石町総合計画の基本理念である「人と大地がうるおい輝く豊穰のまち」の実現に向けて職員一丸となって町政運営に取り組んでまいりますので、皆様様の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○白武 悟議長

次に、補足説明を求めます。

○本山隆也総務課長

総務課所管の議案第5号から議案第11号までの例規の制定、改廃に関するものの7議案、議案第19号の事務委託に係る協議についての1議案、議案第21号、議案第22号の人権擁護委員の推薦についての2議案、以上10議案について御説明いたします。

初めに、議案第5号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。これは、現行の行政不服審査法が全部改正され新法が制定されることになったため、白石町関係条例の8本を改正するもので、8条から成っております。

制定条例案本文1ページをお開きください。

第1条として白石町情報公開条例の一部改正の改正文を掲載しております。

3ページをお開きください。

第2条として白石町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正を掲載しております。

5ページをお開きください。

下段のほうです。ここからは第3条として白石町個人情報保護条例の一部改正を掲載しております。

8ページをごらんください。

ここからは第4条として白石町行政手続条例の一部改正を、同じく第5条として白石町固定資産評価委員会条例の一部改正を掲載しております。

10ページをお開きください。

第6条として白石町税条例の一部改正を、また第7条として白石町手数料徴収条例の一部改正を掲載しております。

次の11ページをお開きください。

第8条として白石町漁港漁場整備事業分担金徴収に関する一部改正を掲載しています。また、附則により、その施行期日を制定しているところでございます。

改正内容につきましては、本文12ページ後の新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表1ページをお開きください。

第6条の改正につきましては、条文以下、公開請求という用語を使用するために、その用語が最初に出てくる本条において定義をしたものでございます。

7条、8条においても、同じく公開請求の用語の定義づけによるものでございます。

9条の第2項においては、後の条文で公開決定等という用語を使用するための定義づけを行ったものでございます。

2ページをお開きください。

現行の第9条第5項の廃止と改正案の第9条の2の新たな規定については、国の情報公開法に準じ、当該第三者が情報の公開に対し反対意見書を提出する機会を与えることができる規定になっていなかったもので、第9条の第5項を廃止し、新たに第9条の2を新設して反対意見書を提出する機会を与えることができる規定にしたものです。

3ページをお開きください。

第10条では、第9条の2の新設による条のずれに伴った改正と用語の定義づけによる改正であります。

第12条では、審査請求については白石町情報公開・個人情報保護審査会で審査できるため適用除外としたものです。

次に、現行条例12条の2と13条を削除し、新たに第13条と次の4ページ、第13条の2の新設については、情報公開に関する審査長の決定に対し審査請求が出された場合のその手続に関し詳細について規定したものです。

以上が第1条関係であります。

次の5ページをお開きください。

第2条関係といたしまして、白石町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正です。第2条第2項については、法の改正により「不服申し立て」の文言を「審査請求」に改めております。改正条例の第6条から8ページ、第12条までにつきましては、新たに規定したものでございます。これは、国の情報公開・個人情報保護審査会の設置法における手続に準じ、改正前の第6条の意見の聴取等に加え諮問実施機関などの定義を新設し、審査会の調査権限、7ページの意見書の提出、8ページの調査審議手続の非公開などを新設したものでございます。

9ページをお開きください。

第3条関係、白石町個人情報保護条例の一部改正です。第14条、第15条に関しては、開示請求の用語の定義づけと第15条第5項に関しては新設条項の開示請求者以外の者に町、国、独立行政法人を加え第三者と定義づけるため入れかえを行ったものでございます。

10ページをお開きください。

ここにつきましては、開示請求の用語を定義づけによる改正でございます。

11ページをお開きください。

第18条の2と第18条の2第2項については、第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関し規定するもので、国の個人情報保護法の改正に準じた規定となっております。

す。

後段、第19条については、第18条の2を新設したことによる条ずれによる改正と、開示決定の用語で定義づけたことによる改正でございます。

12ページをお開きください。

第24条は、訂正請求、削除請求、中止請求、利用停止請求の用語定義と、第28条については審理員による審理手続に関する規定の適用除外を規定したものです。

13ページ、14ページの第29条の2については、審査会への諮問及び第三者からの審査請求を棄却する場合等の手続を規定したものです。

15ページをお開きください。

第4条関係であります。白石町行政手続条例の一部改正です。第19条、これは国の改正に準じて「ことのある」を削除したものでございます。

第32条、これは旧条文の修正による改正となっております。

次、16ページから20ページにつきましては、第5条関係、白石町固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。目次の第4節、第5節につきましては、17ページ、18ページに出てまいります第10条、第11条を加えたことによる条ずれに伴う改正でございます。

第4条から17ページ、第6項までは、審査会の申出書につきまして、申出書の提出方法については国に準じて文言の修正を行ったものでございます。

17ページをお開きください。

第6条第2項から第5項までは、町長の弁明書の提出及びその弁明書に対する審査申し出人の反論書の提出の方法につき行政不服審査法に準じた方法として改正したものであります。

後段の第10条、これにつきましては、審査手続における手数料の額、その額について白石町印刷機等の利用に関する要綱の中で定めている白のコピー、カラーコピーの額に準じ10円、50円としたものでございます。18ページまで続いておるところです。

18ページの手数料の減免であります。第11条から19ページ、第3項までは、経済的困難によりその交付に要する手数料の額を納付する資力がないと委員会が認めるときは当該手数料の額を減免または免除することができる旨の規定を設け、減免の限度額は国の審査員手続における書類等の交付手数料の減免限度額に合わせ2,000円としたものでございます。

19ページをお開きください。

第12条、第10条及び第11条の2条を加えたことによる条ずれに伴う改正がこの後次の20ページの16条まで続いておるところです。

第13条の決定書の作成。決定書の作成方法につきまして行政不服審査法における作成方法に準じた方法として改正したものでございます。

21ページをお開きください。

第6条関係であります。白石町税条例の一部改正となっております。第18条の2、「不服申し立て」を「審査請求」に改めたことにより、本条例においても同様の改正を行ったものでございます。

22ページをお開きください。

7条関係、白石町手数料徴収条例の一部改正であります。趣旨、第1条、行政不服審査法の規定による手数料のほか公職選挙法の規定による選挙当選に関する異議申し立て等への準用等も含んでいる旨を規定したものでございます。

第2条、種類及び金額につきまして、審理手続におきまして、その交付に要する手数料の額につきまして、白石町印刷機等の利用に関する要綱の中で定めている白黒のコピー、カラーコピー、10円、そして50円としたものでございます。

23ページをお開きください。

23ページの第6号につきましては、審査請求人等が経済的困難等、特に免除すべき事由により、その交付に要する手数料の額を納付する資力がないと審理員が認めるときは、その減額、免除することができるよう改正したものでございます。

24ページをお開きください。

第8条関係であります。白石町漁港漁場整備事業分担金徴収に関する条例の一部改正であります。分担金に対する異議の申し立て、第5条でありますけれども、これは行政不服審査法の全部改正に伴い文言の改正を行うものと、異議申し立てができる期間につきまして30日とあったものを三月とすることにした改正であります。

次に、議案第6号「白石町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について」であります。空き家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家特措法が施行されたことに伴い、白石町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表により御説明させていただきます。

1ページをお開きください。

表題の改正につきましては、法に合わせた字句の訂正でございます。

目的、第1条につきましても、法に合わせた文言の訂正によるものでございます。

定義、第2条、第1項から第3項は、法の用語の定義に合わせたものでございます。

2ページをお開きください。

第3条、第4条、第5条の改正条例につきましては、字句の改正によるものでございます。

現行の第6条、実態調査でございます。この第6条から3ページ、第9条につきましては、既に特措法に規定されているの条の現行法を削除し、必要なものは規則で規定するものでございます。

3ページをお開きください。

現行法の第7条、8条、9条につきましては、同じく法に規定されている分の削除、必要な分の様式は規則で規定するものでございます。

改正案の第6条につきましては、指導、助言の前に措置を講じた特定空き家等の所有者も補助対象者とし、適正な管理の促進を図るとした改正でございます。

第7条の緊急安全措置といたしまして、法の第4条の市町村の責務とし、市町村は空き家等に関する必要な措置を適正に講ずるよう努めることとするという規定に基づき、必要な処理が行えるよう、新たに規定を設けたものでございます。

4ページをお開きください。

現行の右側の11条から13条までは、これも既に法に規定されている部分の削除、必

要な様式は規則で規定するものでございます。

5 ページをお開きください。

5 ページにつきます改正案の 8 条、9 条に関しては、条ずれによる改正でございます。

次に、議案第 7 号「白石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」であります。これは、地方公務員法の一部が改正されることになったことに伴い、白石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表の 1 ページをごらんください。

現行の勤務成績の評定の文言を人事評価という文言に改正するものでございます。また、この人事行政の運営の公表につきましては、昨年12月の町報により町の職員数あるいは給与などについて掲載、公表させていただいているところであります。

次に、議案第 8 号「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。地方公務員法の一部が改正されることになったことに伴い、白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部の改正することによるものであります。

新旧対照表をお開きください。

これは、地方公務員法等の一部改正により人事評価の基準が示され、第24条第 2 項が削除されることにより同条第 3 項から 6 項までが 1 つずつ繰り上がったものでございます。

次に、議案第 9 号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。提案書に書いておりますとおり、人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告等により白石町職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

今回の改正につきましては、平成27年度について官民格差により給料は平均0.3%、ボーナスは0.1月分、ともに引き上げるといふことと、平成28年度からにつきましては、行政不服審査法及び地方公務員法の改正に伴う規定の整備を行うなどの内容になっております。今回、ただいま申し上げたこの改正を 2 条に分けて改正いたしております。本文の第 1 条が平成27年度分の改正、第 2 条は平成28年度からの改正となっております。2 条につきましては 7 ページに掲載させていただいております。

本文 9 ページの後の新旧対照表、11分の 1 ページをお開きください。

まず、第22条の勤勉手当関係ですが、第 2 項第 1 号にこれまでの12月の支給率100分の75が100分の85に0.1月増となっております。同じく第 2 号では再任用職員の支給率が100分の35から100分の40ということで、再任用職員については0.05月増となっております。同じく11分の 1 ページから11分の 2 ページにかけての附則、55歳に達した特定職員の給与に関する特例措置、平成22年12月 1 日から施行につきましては、給料表 6 級の55歳以上の職員について、現在、本来の給料月額から1.5%減額して支給しておりますが、この給料と同様に勤勉手当も1.5%減額とするために勤勉手当の支給率に1.5%を乗じて得た率であるこれまでの100分の1.125から100分の1.275に改定するものでございます。同じく11分の 2 ページ、別表につきましては、行政職給料表の改定でございます。若年層に重点を置いた改定となっております。

次に、2条関係、9ページをお開きください。

第1条及び第2条につきましては、地方公務員法の改正に伴う改正でございます。第1条について引用条項の変更による改正、第3条については職務給原則の徹底を図ることを目的とした等級別基準職務表を定めるものでございます。

同じく9ページから第21条第2項につきましては、行政不服審査法の改正に伴い法律の番号及び条項番号等の改正を行うものでございます。

次に、10ページをごらんください。

第22条の勤勉手当ですが、年間の支給率が0.1月増となることで第1条のほうで12月の支給率を100分の85に改定しているものを平成28年度からは6月と12月の支給率を同じ率とするために100分の85から100分の80とするものでございます。また、再任用職員も同様に100分の40から100分の37.5とするものでございます。

同じく10ページ、下のほうから3行目の附則、55歳に達した特定職員の給与に関する特例措置、平成22年12月1日からの14項につきましては、給料表6級の55歳以上の職員は給料及び勤勉手当について1.5%減となっていると申し上げましたが、この減額措置は平成29年3月31日まで終了するものでございまして、この14項につきましては1.5%の減額措置が終了するまでの間は給料と同様に勤勉手当も1.5%減額するために勤勉手当の支給率に1.5%を乗じて得た率であるこれまでの100分の1.125から100分の1.2に改定するものでございます。

11ページをお開きください。

一番下の別表第2につきましては、先ほど申し上げましたとおり地方公務員法の改正に伴い、職務給原則の徹底を図ることを目的として等級別基準職務表を定めるものでございます。

以上が新旧対照表の説明でございます。

最後に、附則ということで御説明いたします。

本文8ページをお戻りになってごらんいただきたいと思っております。

第1条、第1項ですが、この条例を公布の日から施行するものでございます。

第2項ですが、第1条の規定のうち平成27年度の給料につきましては平成27年4月1日に遡及して適用するものでございます。

第3条につきましては、給与の内払いということで、改正後の給与の規定を適用する場合において改正前の条例の規定に基づいて支給された給与はそれぞれ改正後の給与の規定による給与の内払いとみなすということになっております。

また、第4条の規定への委任につきましては、前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるということになっております。

以上で議案第9号の説明を終わります。

次に、議案第10号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。白石町の職員の給与に関する条例の改定に伴い改正するものであり、期末手当の支給率を0.05月増とするものでございます。

新旧対照表をごらんください。1ページであります。

第1条では、これまでの12月の支給率100分の162.5を100分の167.5に0.05月増の改定をするものでございます。

第2条、2ページ目でございます。第2条では、平成28年度からの支給率ですが、6月の支給率を100分の147.5から100分の150に、12月の支給率を1条のほうで100分の167.5に改定しましたが、これを100分の165に改定して、年間の支給率をこれまでの100分の310から100分の315に0.05月増とするものでございます。

戻っていただきまして、本文の附則のところですがけれども、附則の第1項で、この条例を公布の日から施行するものとする。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

附則の第2項は、第1条の規定は平成27年12月1日から適用するものでございます。

次の議案第11号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」も、議案第10号と同様の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第19号「行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務の委託に係る協議について」でございます。地方自治法第252条の14第1項、これは事務の委託ができる旨の規定でございます。この規定によりまして佐賀県に行政不服審査法第81条第1項、これは行政不服審査会に関する事務ですがけれども、この事務を委託することに関し、別紙のとおり規約を定めることを協議することについて議会の議決を求めるものでございます。

内容につきまして、次のページの規約について御説明いたします。次のページをお開きください。

白石町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託について、行政不服審査会につきましては、町単独での常設ということは非常に難しさがございます。また、専門的知識を持った方の選考、3番目に不服申し立ての件数が極めて少ないことなどから県への委託をお願いするものでございます。

第1条につきましては、地方自治法第252条の14、第1項に行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県に委託する旨を書いているところでございます。

第2条につきましては、委託事務の管理及び執行の方法について規約規定したものでございます。

第3条につきましては、経費の支弁、第4条につきましては決算の場合の措置、第5条については条例等の制定、改廃の場合の措置、第6条につきましてはその他必要な事項を定める旨を規約に盛り込んだものでございます。

続きまして、議案第21号と議案第22号につきましては、前任のお二人いらっしゃいました人権擁護委員の方の任期満了に伴う退任によりまして新たなお二人を推薦するものでございます。議案第21号のお一人の方は片渕直樹氏でございます。杵島郡白石町大字遠江234番地の住所にお住まいの昭和39年3月28日生まれの51歳のお方でございます。もう一人のお方は、議案第22号に掲載しております杵島郡白石町大字田野上3287番地にお住まいの古田正賢氏、昭和36年7月3日生まれの54歳の方でございます。

以上で予算外の分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○白武 悟議長

暫時休憩します。

10時31分 休憩

10時45分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○片渕克也企画財政課長

それでは、企画財政課所管の議案概要について御説明をさせていただきます。

議案第12号「白石町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。地方自治法施行令の一部改正が行われ、これに伴い引用する条文を改正するものであります。同施行令第169条の別表により無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができるものの規定をしていたものが、施行令の改正により169条の2として条文により明記されたことによる改正で、内容の変更はございません。

議案第13号「白石町振興基金条例の一部を改正する条例について」でございます。合併時に合併特例債を活用して造成していた白石町振興基金10億円について基金の総額と取り崩しに関する規定を新たに改正するものであります。今回、新年度事業で防災情報伝達システムの構築をすることとしておりますが、この財源として基金を取り崩すこととして提案するものであります。

議案第14号「白石町有明佐賀空港夜間貨物便基金条例を廃止する条例について」でございます。同基金を活用してこれまで行ってきました畜産振興やPRイベントなどの振興事業につきましても、完了したため、同基金条例を廃止するものであります。

議案第15号「白石町国土利用計画審議会条例の制定について」でございます。平成28年度において白石町国土利用計画を策定することとしておりますが、同計画を策定するに当たっては、広く町民各方面からの御意見を賜るため審議会を設けることが必要となります。このため今回国土利用計画審議会の設置条例を提案いたすものでございます。

議案第20号でございます。「白石町過疎地域自立促進計画の策定について」でございますけれども、現行の過疎地域自立促進特別措置法の期間が終了いたしました。さらにこの延長がされることとなっております。さらに5年間の延長が図られることとなったために、新たに平成28年度から32年度までの計画について作成したので議会に提案するものであります。おおむね前回の計画を踏襲する内容となっておりますが、今後見込まれる新たな事業や総合計画との整合を図るなどとしております。また、計数等にも最新の数字に修正を行っておるところであります。

続きまして、議案第23号「平成27年度白石町一般会計補正予算（第6号）」でございます。主な内容について説明をいたします。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。

既決の予算総額に2億4,281万4,000円を追加して、補正後の予算を歳入歳出それぞれ145億5,178万8,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

繰越明許費としまして国の補正予算に係るもののほか次年度に繰り越して執行する必要がある事業について繰越明許費を計上いたしております。

同じく7ページでございますが、地方債について過疎対策事業債について事業費の見込み、最終見通しによる限度額の減額をいたしております。

今回の補正につきましては、歳入歳出全般にわたって最終的な実績の見込み等に基づく補正及び給与改定に伴う人件費の補正を行っております。

それでは、予算書のページに沿って説明をさせていただきます。

なお、別紙の主要事項内容説明書に記載している分については割愛をさせていただきます。

まず、歳入予算のうち主な一般財源について説明をさせていただきます。

11ページをお開きください。

町税でございます。町税では個人町民税について調定額に対する現在の収納状況を見込み、合計で1,900万円の増額といたしております。

また、同じく同ページの地方譲与税から13ページの地方交付税までにつきましては、最終的な交付見込みによる補正を行っております。

また、23ページに記載しておりますが、過疎対策事業債につきましては、子供の医療費事業と小・中学生医療費事業の財源の更正及び道路新設改良費の減額、充当を行っております。

次に、歳出予算でございます。26ページをお開きください。

26ページの文書管理費の例規整備支援業務委託料でございます。社会保障・税番号制度の導入に伴い、町例規集の整備について支援業務を委託することとしておりましたが、業者委託せずに職員による整備を行ったということで減額をいたしております。

同じページの中段になるかと思いますが、財産管理費の中の公共施設整備基金積立金でございます。今回の補正によります歳入超過分を次年度以降に生じてくる公共施設の大規模修繕等を含めた整備資金として積み立てることとしております。また、企画総務費の13節の委託料でございますけれども、入札減による減額でございます。

27ページ、次のページですけれども、地域づくり推進費の13節に上げております道の駅用地測量委託につきましては、同予定地の分筆測量がなくなったための減額でございます。

飛びまして、34ページをお開きいただきたいと思っております。

老人福祉費の19節、下のほうでございますけれども、でございます、介護保険負担金につきましては、負担金の変更がございまして、当初4億6,167万1,000円で見込んでいたものが、最終的な変更後で4億4,427万3,000円となったものであります。

次の35ページ、20節老人保護措置費でございます。1,122万6,000円の減額としておりますが、老人ホームの入所者を当初14名と見込んでおったものが最終的に11名となる見込みでありまして減額をいたしております。

予算書の37ページをお開きください。

児童福祉施設費の13節の委託料でございます。管外保育の委託料、私立保育園の委託料及び公設民営の分の委託料について、またその下の19節認定こども園の負担金につきましては、人事院の勧告等を配慮した人件費相当部分の公定価格が改定されており、これに伴う分の補正でございます。

予算書の38ページをお開きください。

一番最後、13節の委託料、予防費の委託料、予防接種委託料でございます。御承知のとおりインフルエンザのワクチンについては、従来3価であったものが4価に変更されました。このことにより委託料が若干上がるのではないかとということで予想をいたしておりましたが、既決の予算の中でおさまるものということで判断をしておりました。しかし、今般、インフルエンザにつきましては流行のピークが非常に例年よりもおくれてまいったということによりまして接種者が増加したため補正をお願いすることとなりました。

43ページをお願いします。

農林水産業費でございますが、農業振興費のうちの19節になります。佐賀園芸農業者育成対策費補助金であります。事業実施主体の申請の取り下げ及び入札等による落札減により減額補正をお願いしております。

また、45ページになります。水利施設管理事業費でございます。光熱水費240万円の減額としておりますが、小城市にあります揚水機場の電気料金につきまして実績による減額をいたしております。また、13節の委託料でございますが、点検整備委託料の減額につきましては、同施設が設置後、年数がまだ浅いということで、点検業務の内容を見直したための減額でございます。

予算書48ページをお開きください。

道路維持費の工事請負費でございますが、六角川の旧堤防の残土を町内の別の工事に流用することとして運搬費等を計上しておりましたが、流用土を利用する工事が少なかったために減額するものとしております。

49ページの公園費、植栽管理委託料でございます。有明干拓記念公園のパークゴルフ場整備に伴い植栽管理委託を見合わせたための減額でございます。

53ページをお開きください。

学校管理費の委託料及びその下の備品費もあわせまして入札等による実績で減額が生じております。

予算書の57ページをお開きください。

公債費における利子700万円の減額でございますが、当初見込んでいた借入利率よりも実際借り入れ実行の利率が下がったため減額をいたしております。

なお、予算書の58ページから60ページまでは、今回の人件費の補正の総括表とそれぞれの事業別の増減内訳を記載しております。

以上が平成27年度白石町一般会計補正予算（第6号）の主な内容でございます。

次に、議案第29号「平成28年度白石町一般会計予算」の概要について御説明をいたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

平成28年度白石町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ124億1,600万円とするものであります。前年度当初予算との比較におきましては11億2,200万円、8.3%の減額となっております。また、予算書9ページでございますけれども、町勢要覧の作成経費について繰越明許費を設定しております。1年以上またがって町勢要覧を作成していきたいというふうに考えております。

11ページには地方債の限度額を6億円と定めております。前年度の当初比較としま

すと17億6,300万円、74.6%の減額というふうになっております。

続きまして、お手元にお配りしている平成28年度白石町当初予算の概要により御説明をさせていただきます。

1 ページ目でございますけれども、歳入では自主財源について前年度と比較して6億20万6,000円の増、39億7,558万7,000円となっております。主な増加要因といたしましては、次の2 ページをお開きいただきますと、税の状況という表がございますが、町税のうち個人町民税でおよそ2,500万円、固定資産税で3,100万円、軽自動車税で1,300万円などの増加を見込んでいるほかにふるさと寄附金9,000万円、それと基金等からの繰り入れ約4億8,000万円等の増加分であります。

一方、1 ページにお戻りいただきますと依存財源でございます。84億4,041万3,000円と、前年度より17億2,220万6,000円、16.9%の減額となっております。地方交付税の一本算定による移行などで5,000万円の減額、そのほか町債では前年度の筑後川下流土地改良事業の一括償還財源と見込んでいた部分17億4,000万円の減額などとなっております。

また、地方消費税の税率改定が行われましたが、この影響により交付金約1,500万円の増額や、国の施策として低所得の高齢者を対象とした臨時福祉給付金事業に係る国庫支出金7,500万円等の増加分を見込んでおるところでございます。

一方、性質別分析を行っておりますが、3 ページの歳出の性質別の欄でございます。3 ページにお示ししているとおりでございますけれども、義務的経費のうち人件費につきましては、定員管理計画等に基づく職員の定数削減等の効果によりおよそ8,400万円の減額となっております。しかし、公債費については、先ほど申し上げましたとおりで筑後川下流土地改良事業の償還の返済が始まってまいります。それらの増加により1億3,900万円の増となっております。このほか扶助費につきましては障がい者福祉費を初めとして社会保障費の増大に伴い2,369万円の増というふうになっております。

また、その他の経費について下段にお示ししているとおりでありますが、物件費につきましては、次の4 ページをお開きいただければ、それぞれ分析をいたしておりますが、主なものの内訳でお示ししているとおりでございます。ふるさと寄附金に係る返礼品で4,600万円、固定資産税の路線価導入に向けた土地評価支援業務委託料として2,000万円、沿岸漁業整備事業の委託料、これは海底耕うんの事業でございますが、これに1,900万円などの増加となっております。行財政改革などにより経費の節減に努めておりますが、1億2,492万9,000円、率で7.8%の増となっております。

3 ページにお戻りいただきたいと思っております。

維持補修費につきましては1,681万1,000円の増となっております。これは庁舎や交流館、各学校の施設など維持管理費が増加したものでございます。

次の補助費等でございます。先ほど申しました前年度の国営筑後川下流土地改良事業の一括償還に起因をした大幅な減額となっております。

また、積立金でございます。積立金では、ふるさと寄附金の積立額を計上しておりますために大幅な増額というふうになっております。

繰出金でございますけれども、国民健康保険特別会計が約3,800万円、農業集落排

水が約1,700万円、公共下水道特別会計が4,500万円など、それぞれ増加をいたしております。これらの各会計の赤字解消あるいは町債の償還財源としての繰出金の増加が今後一般会計の財政悪化の要因になってくることが非常に懸念、危惧されるところであります。

次に、普通建設事業の状況であります。

4 ページ目をお開きください。

下の段に普通建設事業費の状況を書いております。補助事業としましては、農業基盤整備促進事業で28年度は農道の舗装工事分のみを計上しております。社会資本整備総合交付金事業の道路新設改良費分につきましては、町道中郷揚田線、町道高町百貫線をそれぞれ継続して取り組んでいくほか、新たに町道秀村線第2工区についての測量を計画しております。また、道路ストック総点検事業でございますけれども、町内一円の傷みのひどい路線からおよそ13路線を整備する計画としております。また、橋梁長寿命化事業につきましては、老朽化の状況などを検討し、早急な整備が望まれる5橋梁についての長寿命化事業を計画いたしております。補助事業の全体としましては、国の予算獲得が非常に厳しくなっていることもありまして、対前年度で4,700万円程度の減額となっております。

一方、単独事業でございますが、新規事業としましては、道の駅施設整備事業を具体的にスタートさせることとなっております。また、町民の皆さんから要望が強かった防災情報伝達システムの整備もあわせて行うこととしております。この財源としては、道の駅整備事業にはふるさと基金から1億7,000万円、防災情報システムには振興基金から1億4,000万円をそれぞれ取り崩すこととしております。

また、過疎債を活用した単独の道路新設改良事業といたしまして合併支援道路であります新村線、また古賀辺田線の拡幅工事に引き続き取り組むとともに、新たに郷司給線の改良工事を予定しております。そのほか須古小学校の外壁等の改修工事や福富中学校の部室の設置工事などに取り組むこととしております。

平成28年度一般会計当初予算で取り組むべき事業としては以上のような編成をいたしたところでございます。

以上をもって平成28年度当初予算の概要説明といたします。

なお、資料には基金の残高の状況や特別会計の予算状況も添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

また、今回特に重点を置くべきまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進について、今のところ国の交付金等の要綱について不明確な点もございます。また、町の執行体制につきましても偏った面もございまして、役場の機構改革を行った後に補正予算により対応することといたしております。ただ、平成27年度の補正予算（第6号）や今回の当初予算、今後の補正予算を含めまして一体的な計画と執行を心がけてまいり所存でございます。どうかよろしく御理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、議案第35号「白石町課設置条例の一部を改正する条例について」であります。昨年11月に策定しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図る上で、また今後具体化してまいります道の駅整備事業の円滑な実施に向けて、現産業課を2課に分けて、1つは農業振興課として農業の振興に関する事務を取り扱い、あと一つは産業

創生課として6次産業の推進や道の駅の整備、特産物のPR推進及び商工業や観光の推進を図ることするため組織改革を行うこととして条例の改正案を提案いたしております。

以上が企画財政課所管の議案の概要であります。どうかよろしく御審議のほどお願いいたします。

以上で終わります。

○片渕敏久長寿社会課長

長寿社会課から議案第16号「白石町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について」御説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、白石町長寿祝金支給条例に基づいて、現在満80歳、満85歳、満90歳、満95歳及び満100歳以上の高齢者に支給しております長寿祝い金の額を変更いたしたく所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明を申し上げます。

新旧対照表、第3条に祝い金の額を規定しておりますが、現行では80歳から100歳以上の方へ5歳刻みで1万円から5万円まで金額に差をつけて支給してまいりましたが、この額を一律に1万円に改正するための一部改正でございます。施行期日については、平成28年4月1日といたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○堤 正久下水道課長

下水道課所管の提案いたしました条例改正1件、予算案件4件の議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第17号「白石町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について」でございますが、白石浄化センターを適正に管理するため同条例の一部を別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

公共下水道条例では、公共下水道の機能及び構造を保全するため第7条第1項及び第2項において除外施設の設置基準を定めておりますが、同条第2項の設置基準につきましては同条第3項において1日当たりの平均的な排出量が50立方メートル未満である場合、除外施設の設置適用除外と規定いたしているところでございます。しかしながら、処理施設であります白石浄化センターは小規模な終末処理場であり、排出量が50立方メートル未満であっても条例第7条第2項の排出基準を上回る汚水が流入した場合、施設に多大な負担を生じることが懸念されることから、第7条第3項の規定を削除し、除外施設を設置することとするものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日から施行することといたしているところでございます。

続きまして、議案第26号「平成27年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正でございますが、既決の予算に歳入歳出それぞれ99万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,136万2,000円とするものであります。

今回の補正の主な理由につきましては、各種委託料の入札減など執行見込みによる事業費の減額及び牛屋西分地区処理施設の経年劣化等に伴います更新事業であります機能強化事業費の国の追加割り当てに伴います増額補正が主な理由でございます。

4ページをお願いします。

牛屋西分地区の機能強化事業費の国の追加割り当ての578万5,000円につきましては、地方自治法第213条第1項の規定によりまして翌年度に繰り越して使用することができる経費として第2表繰越明許費のとおりといたしているところでございます。

歳入の主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、9ページをお願いします。

3款国庫支出金につきまして牛屋西分地区の機能強化事業の農山漁村地域整備交付金105万4,000円をお願いをいたしております。

10ページをお願いします。

7款諸収入、新規加入金17万8,000円につきましては、下区地区の店舗1件の加入金でございます。

11ページをお願いします。

歳出の主なものにつきましては、1款総務費の維持管理基金元金積立金におきまして前年度繰越金を基金に積み立てることといたしておりましたが、汚水処理施設管理費に充当し、積立金を110万7,000円減額をいたしております。

12ページをお願いします。

3款施設整備費につきましては、牛屋西分地区の機能強化事業といたしまして実施設計委託料214万9,000円、工事請負費328万5,000円を計上いたしております。この補正予算額に本年度執行残35万1,000円を加えた578万5,000円を翌年度に繰り越すことといたしております。

農業集落排水特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、議案第27号「平成27年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算から歳入歳出それぞれ2,694万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,437万6,000円とするものであります。

今回の補正の主な理由につきましては、下水道施設管理費及び公共下水道施設整備費においての委託料や工事請負費の入札減と執行見込みによる減額補正でございます。

補正予算の主な事項について御説明をいたします。

7ページをお願いします。

歳入につきまして、1款の分担金及び負担金では、現年度の受益者負担金が開発行為地の追加と受益者の申し出によります一括納付者の増によりまして1,474万6,000円の増額補正を行っております。

8ページをお願いします。

8 款の町債では、施設整備事業費の確定及び現年度の受益者負担金の増額に伴いまして3,840万円を減額し、その借入限度額を5,660万円といたしております。

9 ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、総務管理費の25節積立金において、主に使用料の増額に伴い維持管理基金元金積立金を614万2,000円の増額といたしております。

10ページの公共下水道施設整備費では、委託料と工事請負費等の執行見込みに伴い2,605万4,000円の減額補正をお願いしておりますところでございます。

11ページをお願いします。

公債費の利子につきましては、本年度借り入れした町債の償還金利子の確定に伴い319万8,000円の減額をお願いしております。

以上でございます。

続きまして、議案第32号「平成28年度白石町農業集落排水特別会計予算」について御説明申し上げます。

予算書の1 ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額であります。歳入歳出それぞれ4億3,100万円とするものであります。

歳入の主なものにつきまして御説明をいたします。

8 ページをお願いします。

3 款の国庫支出金におきましては、牛屋西分地区及び住之江地区の機能強化事業の農山漁村地域整備交付金7,175万円をお願いをいたしております。

11ページをお願いします。

8 款町債では、牛屋西分地区の機能強化事業に伴います下水道事業債9,450万円を借入限度額といたしておりますところでございます。

予算書の12ページをお願いします。

歳出の主なものにつきまして御説明をいたします。

13ページをお願いをします。

2 款施設管理費では、5 地区分の汚水処理に係る維持管理経費6,138万5,000円を、また14ページの資源循環施設管理費では下区地区、住之江地区の資源循環施設の運転経費及び汚泥脱水に係る経費といたしまして1,514万1,000円を計上いたしておりますところでございます。

次に、15ページをお願いします。

3 款施設整備費でございますが、供用開始後14年を経過しました牛屋西分地区の設計委託料250万円及び水処理センター機器の更新と各槽の劣化等の全面補修並びに管路施設の再整備を行うための工事請負費1億6,150万円、また11年を経過しました住之江地区の団体営の設計委託料480万円をお願いをいたしております。

なお、住之江地区につきましては、1年目に団体営調査設計を実施し機能強化事業採択のための計画概要書の作成、2年目に全体設計、3年目以降に水処理センター及び管路施設の再整備を行うことといたしております。

以上でございます。

続きまして、議案第33号「平成28年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計予算」

について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額であります。歳入歳出それぞれ5億5,000万円とするものがあります。

歳入の主なものについて御説明いたします。

10ページをお願いします。

3款国庫支出金につきましては、汚水処理施設整備交付金1億5,000万円を計上をいたしております。

12ページをお願いします。

7款諸収入の雑入、消費税還付金では、平成28年度の下水道使用料収入見込みが増加すること及び平成27年度の施設整備事業費が前年までの事業費に比べ少なかったことなどにより465万1,000円を見込んでおるところでございます。

13ページをお願いします。

8款町債につきましては、下水道事業債及び過疎対策事業債合わせまして2億3,390万円を借入限度額といたしております。

歳出の主なものにつきまして御説明をいたします。

15ページをお願いします。

2款施設管理費におきましては、処理施設及び環境施設の維持管理費の所要額を合わせまして3,096万1,000円を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。

3款公共下水道費でございますが、施設整備事業は平成26年度までに89ヘクタールの処理区域面積の整備を行い、平成27年度から平成32年度までの6年間で48ヘクタールの面的整備を行うこととしております。下水道管渠の整備に伴います13節の測量設計委託料6,000万円、15節の工事請負費3億3,500万円、また22節の物件移転補償費では主に水道管移設補償費として500万円を計上いたしているところでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○矢川又弘 6次産業専門監

それでは、産業課所管の議案第18号「白石町中小企業小口資金融資条例の一部を改正する条例について」御説明をさせていただきます。

この条例改正につきましては、中小企業信用保険法の一部改正に伴い、白石町中小企業小口資金融資条例の一部を改正する必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

新旧対照表をお願いいたします。

第4条において現行から及び中小企業信用保険法、昭和25年法律第264号第2条第1項第6号に規定するもので、町内に主たる事務所を有するものを追加いたしております。これは、中小企業と同様に事業を行い、地域の経済や雇用を担う特定非営利活動法人の事業資金の調達を支援するために中小企業保険法が改正されたことに伴いまして白石町内に主たる事務所を有し、特定非営利活動法人を貸し付けの対象として追

加いたすものでございます。施行日につきましては公布の日としております。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 淵上隆文住民課長

それでは、住民課所管の議案でございます第24号、第25号、第30号、第31号の議案につきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第24号「平成27年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の主な内容について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ5,627万8,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ42億1,311万1,000円とするものでございます。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

4款国庫支出金につきましては、高額医療費共同事業負担金については、交付決定によりまして97万9,000円を減額するものでございます。

また、特定健康診査等負担金48万9,000円の増額、普通調整交付金については2,148万1,000円の減額、特別調整交付金についても770万3,000円を減額するものでございます。

同じく7ページの5款療養給付費交付金につきましては、現年度分退職者医療費交付金の交付見込み額に伴い5,286万5,000円を減額するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

6款前期高齢者交付金につきましては、交付決定に伴い21万9,000円を減額するものでございます。

同じく8ページの7款県支出金につきましては、高額医療費共同事業県負担金を国庫支出金と同額の97万9,000円を減額するものでございます。また、特定健康診査等負担金86万6,000円の増額、普通調整交付金については4,680万5,000円の減額、特別調整交付金については2,000万円の増額をするものでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

8款共同事業交付金につきましては、佐賀県国民健康保険団体連合会の算定に伴い高額医療費共同事業交付金を800万8,000円の増、保険財政共同安定化事業交付金については9,584万円を減額するものでございます。

同じく9ページの10款繰入金、一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の交付決定に伴い保険税軽減分として1,108万4,000円、保険者支援分として3,158万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。また、子供の医療費繰入金については144万1,000円を減額するものでございます。

次に、財政支援繰入金につきましては、平成30年4月の国保財政運営の都道府県単位化に向け国庫特別会計の赤字改善のための財政支援として今回1億円の増額をお願いいたすものでございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

10ページから11ページにかけての2款保険給付費であります。療養諸費につきま

して一般被保険者療養給付費が当初給付見込み額より支出増により4,187万9,000円を増額するものでございます。

また、退職被保険者等療養給付費につきましても、当初給付見込み額より支出減により3,100万円を減額するものでございます。

次に、一般被保険者高額療養費については1,130万円の増額、退職被保険者療養費については10万円の増額、退職被保険者高額療養費については1,260万円を減額するものでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。

7款共同事業拠出金につきましては、拠出金額の決定により保険財政共同安定化事業拠出金5,411万2,000円の減額、高額医療費共同事業医療費拠出金264万9,000円を減額するものでございます。

同じく13ページの8款保健事業費、疾病予防費につきましては、脳ドック健診の実績件数が当初の見込みより減数、減により81万円を減額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

同じく8款保健事業費、特定健康診査等事業費につきましても、特定健康診査及び特定保健指導等についても同様の理由により612万円を減額するものでございます。

同じく14ページの11款諸支出金、退職被保険者等償還金については、平成26年度国民健康保険療養給付費等負担金の精算において現年度交付金と相殺されたため664万7,000円を減額するものでございます。

15ページをお願いいたします。

同じく11款の諸支出金、一般会計繰入金については、額の見込み増に伴い214万1,000円を増額するものでございます。

同じく15ページの12款予備費につきましては、繰入金の増による充当残242万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案第25号「平成27年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の主な内容について御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既決予算の総額に歳入歳出それぞれ391万2,000円を減額しまして補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億669万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、佐賀県後期高齢者医療広域連合運営経費等負担金の最終見込みによる補正等でございます。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料を当初見込みより892万8,000円の減額、普通徴収保険料については809万6,000円を増額するものでございます。

次に、同じく7ページの3款繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金につきましては55万1,000円を減額するものでございます。これは後期高齢者医療広域連合の事務費の決算見込みによるものでございます。また、保険基盤安定繰入金につきましても額の確定により224万3,000円を減額するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

5 款諸収入、長寿健康増進事業補助金につきましては、後期高齢者被保険者の人間ドックの申請が当初見込みより減であったため28万6,000円を減額するものでございます。

続いて、歳出について御説明を申し上げます。

9 ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合運営経費、保険基盤安定負担金の減により広域連合負担金362万6,000円を減額するものでございます。

同じく9 ページの3 款保健事業費は、歳入同様の理由により人間ドック委託料28万6,000円を減額するものでございます。

補正につきましては以上でございます。

続きまして、議案が飛びますが、議案第30号「平成28年度白石町国民健康保険特別会計予算」の主な内容について御説明を申し上げます。

予算書の1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ40億6,000万円とし、前年度対比2,600万円の減、率にいたしまして0.6%減で予算を計上いたしておるところでございます。

続いて、歳入でございますが、9 ページから10ページお願いいたします。

1 款国民健康保険税につきましては8 億5,420万円で、歳入全体の21%を占める貴重な自主財源でございます。保険税の算定に当たりましては、平成27年中の被保険者所得を対前年度比99%と見込んで算定をいたしておるところでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

4 款国庫支出金でございます。療養給付費等負担金7 億4,475万8,000円、高額医療費共同事業負担金2,423万2,000円、特定健康診査等負担金333万2,000円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、12ページをお願いいたします。

財政調整交付金につきましては、保険者の財政の運営状況により交付されるものでございまして、2 億2,571万7,000円を計上させていただいております。

同じく12ページの5 款療養給付費交付金につきましては、退職者医療制度の被保険者の給付に充てるもので、1 億4,462万3,000円を計上いたしております。この療養給付費交付金につきましては、平成27年度から新規の適用がなくなり、今後は減少の見込みでございます。

同じく12ページの6 款前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの被保険者の加入割合により交付されるもので、5 億3,109万1,000円を計上いたしております。

次に、13ページをお願いいたします。

7 款県支出金でございます。保険者の財政運営の運営状況に交付されます財政調整交付金につきましては1 億8,325万2,000円を計上いたしております。

次に、同じく13ページから14ページをお願いいたします。

8 款共同事業交付金でございます。レセプト1 件80万円以上の医療費に対して交付される高額医療費共同事業交付金は9,693万円を計上しております。また、昨年度よ

りレセプト1円以上の医療費に対して交付される保険財政共同安定化事業交付金につきましては9億7,799万円を計上いたしております。

続いて、同じく14ページ及び15ページの10款繰入金、一般会計繰入金につきましては、保険税の軽減分の補填及び保険者支援分として繰り入れられる保険基盤安定繰入金などで2億4,264万7,000円を繰り入れていただくこととお願いいたしておるものがございます。この中には平成30年4月からの都道府県単位化の前までに累積赤字の解消が求められておりますので、平成28年度につきましても8,000万円の財政補填繰入金をお願いいたしておるところでございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

19ページから22ページにかけてお願いいたします。

2款保険給付費につきましては総額で23億9,688万3,000円を計上いたしております。歳出全体の59%を占め、平成27年度当初予算額と比較いたしまして0.1%の減でございます。

続いて、23ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金につきましても、各医療保険者が後期高齢者医療制度への支援を行うものであり、3億7,260万9,000円を計上いたしております。

次に、25ページをお願いいたします。

6款介護納付金につきましても1億6,603万1,000円を計上いたしております。

同じく25ページの共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては9億7,799万1,000円、高額医療費共同事業医療費拠出金については9,693万1,000円を計上いたしております。

次に、26ページをお願いいたします。

8款保健事業費の疾病予防費につきましては、人間ドック、脳ドック健診枠を平成27年度の実績を踏まえ昨年度より人間ドック健診25名増の125名、脳ドック健診50名減の200名の健診枠を確保し、被保険者のさらなる健康増進に努めてまいります。予算額といたしましては543万3,000円を計上いたしております。

次に、27ページから28ページをお願いいたします。

特定健康診査等事業費につきましては2,629万5,000円を計上いたしております。特定健診・特定保健指導につきましては、引き続き周知を図ることにより受診率の向上を努めてまいります。

続きまして、議案第31号「平成28年度白石町後期高齢者医療特別会計予算」の主な内容について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億1,400万円とし、前年度対比400万円の増、率にいたしまして1.3%の増で予算計上をいたしております。

歳入についてでございますが、予算書の7ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、前年度対比2.6%増の1億8,258万7,000円で計上いたしております。

次に、同じく7ページから8ページにかけてでございますが、3款繰入金、一般会計繰入金であります。事務費繰入金と保険基盤安定繰入金につきましては広域連合

の運営経費等といたしまして事務費繰入金1,669万5,000円、保険料の軽減分を県と町で負担いたします保険基盤安定繰入金1億1,352万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度対比1.3%増の3億1,213万7,000円で計上いたしているところでございます。

以上で住民課所管分の議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○白武 悟議長

暫時休憩します。

11時55分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○山口弘法水道課長

それでは、水道課所管の議案第28号、議案第34号について御説明申し上げます。

まず、議案第28号「平成27年度白石町水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして、その概要を補正予算書の10ページからの説明資料により御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

水道事業収入、営業収益の給水収益でございますが、個人の節水の意欲の高揚または節水器の普及等さまざまな影響により1,140万円を減額補正するものでございます。営業外収益では加入金として470万円、道路改良工事費等の水道管移転補償として63万円、合わせて533万円を増額補正するものでございます。

続きまして、12ページをお開きください。

原水及び浄水費で用水受水費を190万円、配水及び給水費で委託料130万円、総係費で備消耗品費、通信運搬費合わせまして44万円の減額補正するものでございます。また、資産減耗費で平成27年度工事に伴う水道管等の除却による費用で739万円を追加するものでございます。今回の補正によりまして水道事業収益総額5億7,796万5,000円、水道事業費用総額6億3,762万4,000円となっております。

続きまして、13ページ、資本的収入、工事負担金でございますが、他事業の工事進捗の減及び消火栓設置数の減によりまして1,010万円の減額補正するものでございます。

次に、資本的支出、建設改良費、設備工事費でございますが、委託料410万円、固定資産購入費で量水器購入費60万円を減額補正するものでございます。今回の補正により資本的収入総額1億2,363万6,000円、資本的支出総額1億3,233万6,000円となっております。

以上で補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第34号「平成28年度白石町水道事業会計予算」について御説明申

上げます。

まず、1ページをお開きください。

事業量の予定量でございますが、給水戸数6,780戸、年間総給水量が215万3,500立方メートルで、1日平均給水量を5,900立方メートルと定めております。また、主な建設改良事業は、設備工事費といたしまして9,830万円を計上しております。

当初予算書1ページ目の第3条、収益的収支でございますが、営業収益4億9,483万5,000円、営業外収益8,740万7,000円で、水道事業収益5億8,224万2,000円を計上しております。

続きまして、営業費用を5億7,849万1,000円、営業外費用を1,598万7,000円、予備費100万円とし、水道事業費用を5億9,547万8,000円といたしました。税込みの額で1,323万6,000円の純損失を計上しております。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条、資本的収支でございますが、工事負担金として630万円、他会計補助金として1,691万3,000円、資本的収入合計が2,321万3,000円を計上しております。

続きまして、資本的支出でございますが、建設改良費に1億59万5,000円、企業債償還金3,783万7,000円で、資本的支出合計額が1億3,843万2,000円となり、収入が支出に対して不足する額が1億1,521万9,000円、これは損益勘定留保資金で補填いたします。

4ページをお開きください。

注記でございますが、重要な会計方針、予定貸借対照表の注記を掲載しております。

続きまして、11ページをお開きください。

水道事業会計の3条予算、4条予算のお金の流れをキャッシュフロー計算として掲載しております。

予算の詳細につきましては26ページで御説明いたします。26ページをお開きください。

まず、水道事業収益の営業収益では、水道事業の根幹をなします給水収益を4億9,431万2,000円を計上しております。

27ページ、営業外収益といたしまして地方公営企業繰出金制度に基づき公料金対策補助として2,802万円と統合簡水補助金利子分を548万1,000円で一般会計より3,350万1,000円の補助金を計上しております。内容につきましては主要事業内容説明書の54ページに掲載しております。

同じく営業外収益といたしまして国庫補助金長期前受金戻入3,230万1,000円、工事負担金長期前受金戻入1,421万9,000円を計上しております。水道事業収益の総額は5億8,224万2,000円となっております。

続きまして、28ページ、原水及び浄水費2億7,810万7,000円を計上しております。受水費でございますが、2億7,423万7,000円を計上しております。支出総額の46%の割合となっております。

29ページをお開きください。

配水及び給水費であります。委託料、修繕費等で4,749万3,000円を計上しております。

30ページをお願いします。

総係費で8,821万7,000円でございますが、水道課職員8名分の給与等を計上しております。

人件費等の内容につきましては予算書の12ページから16ページに掲載いたしております。

32ページ、減価償却費は1億6,462万2,000円を計上しております。支出総額の27%の割合となっております。

続きまして、33ページ、営業外費用につきましては、企業債の償還利息として1,198万5,000円と消費税400万円を計上しております。水道事業費の総額は5億9,547万8,000円となっております。

34ページ以降の資本的収支でございますけれども、工事負担金630万円、一般会計補助金として統合簡水企業債元金の繰入金1,691万3,000円を計上しております。

35ページの資本的支出につきましては、建設改良工事として主要事業内容説明書の126ページに掲載しております。配水管布設工事、その他改良工事に伴う配水管布設替工事等で9,420万円を計上しております。

続きまして、固定資産購入費でございますけれども、棚卸資産であります量水器の購入といたしまして229万5,000円を計上しております。また、企業債の元金償還金といたしまして3,783万7,000円を計上しております。資本的収入の総額は2,321万3,000円、資本的支出総額は1億3,843万2,000円となります。収入から支出を引いた不足額1億1,521万9,000円につきましては損益勘定留保資金で補填をいたしたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○白武 悟議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

7日から一般質問となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

13時28分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年3月4日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 久 原 久 男

署 名 議 員 秀 島 和 善

事 務 局 長 吉 岡 正 博